

【新旧対照表】

改正前	改正後
<p>(カードの利用申込み) 第3条 1、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一～三号 省略 四 申込者が、三会社が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反した場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めるとき。</p> <p>五～十三号 省略 (契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 車両制限令に違反したとき又は三会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき。</p> <p>五 本約款に違反する行為をしたとき。 六 カード利用者として不適当な行為をしたとき窓口会社が認めたとき。 附則 1 本約款は、平成26年4月1日から施行します。 2 平成17年10月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p>	<p>(カードの利用申込み) 第3条 1、2項 省略 3 次の各号のいずれかに該当するときは、申込者のカードの利用申込みを受け付けることはできません。 一～三号 省略 四 申込者が、三会社、本四会社、首都会社及び阪神会社（以下「六会社」といいます。）が管理するいずれかの道路において車両制限令（昭和36年政令第265号）に違反したことがある場合で、窓口会社がカードの利用申込みを受け付けないことが適当であると認めるとき。 五～十三号 省略 (契約者のカードの一部に対する割引停止及び利用停止) 第23条 窓口会社は、カード利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対して警告を行うとともに、1年以内の期間を定めて、契約者のカードの一部について割引を停止するものとします。ただし、契約者が事業協同組合である場合の割引の停止については、当該カード利用者が所属する組合員のカードの全部について行うものとします。 一～三号 省略 四 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反して六会社のいずれかから警告を受け、警告を受けた日から3月以内に六会社が管理するいずれかの道路において再び車両制限令に違反したとき 五 六会社が管理するいずれかの道路において車両制限令に違反し、当該違反が特に悪質であると当該道路を管理する会社が認めたとき。 六 本約款に違反する行為をしたとき。 七 カード利用者として不適当な行為をしたとき窓口会社が認めたとき。 附則 1 本約款は、平成28年10月1日から施行します。 2 平成26年4月1日施行のETCコーポレートカード利用約款（以下「旧約款」といいます。）は、本約款の施行をもって廃止します。 3 本約款の施行日より前に旧約款に基づき行ったカードの利用申込み等については、本約款に基づき行われたものとみなし、本約款を適用します。</p>

■ ETCコーポレートカード利用約款に関するお問い合わせ

中日本高速道路株式会社 金沢支社 大口・多頻度窓口
TEL 076-240-4954

お問い合わせ受付時間／9時から18時まで（土・日・祝日を除く平日）

■ 車両制限令に関するお問い合わせ

中日本高速道路株式会社 金沢支社 交通管制チーム
TEL 076-249-8632

お問い合わせ受付時間／9時から17時まで（土・日・祝日を除く平日）